

議案参考資料

[令和6年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

子育て支援課 子ども施設係

議案名

議案第51号 桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

内閣府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」及び「子ども・子育て支援法施行規則」(以下「本件規則」という。)の一部改正に伴い、特定教育・保育施設における運営規程の概要等の掲示方法について所要の改正を行うものです。

概要

条例第23条に規定する施設の運営規程の概要等の書面掲示の義務付けを見直し、現行の書面掲示の規定に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするものです。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)において、書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制については点検・見直しをすることとされ、順次見直しが行われています。今回、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布により、本件規則を始めとする各法令が見直されました。